

奨学生選考基準要領

- 1 この要領は、福山市奨学資金及び誠之奨学金に関する奨学生の選考基準について定めるものとする。
- 2 選考の対象は「算定基準額」（別表1参照）以下の者とする。
 - (1) 年間総収入額は、父と母双方の収入、又は父母に代わって家計を支えている者の年額（共働きの場合は、それぞれの収入の年額を合わせた金額）とする。
奨学生に配偶者がいる場合は、奨学生本人と配偶者双方の収入の合計額とする。
 - (2) 収入は前々年の収入による。
※ただし、前年又は今年中途において、転職等で収入源に変動のあった場合は、次のとおり年間収入額を推定する。

給与所得の場合 ①勤務先の年収見込証明書
 ②勤務先の月収証明書により推算
 ③上記証明書がない場合は月収×12月＋一時金＝年収とする
給与所得以外の場合 家庭事情・家計状況・年収見込等本人の申請による
 - (3) 大学院に就学する者で、配偶者がいる場合は、配偶者の収入は控除額（別表2参照）を差引いた額とする。
 - (4) 以下に記載している事項は「独立行政法人日本学生支援機構奨学生選考基準」に準じ、基準が変更された場合には、それに伴い福山市奨学資金・誠之奨学金の奨学生選考基準要領を変更する。

別表1【算定基準額】（第一種）

- (1) 福山市奨学資金（大学・短大等対象（大学院は除く））算定基準額：189,400円以下
誠之奨学金（高校・高専等対象）算定基準額：189,400円以下

$$\text{算定基準額(①)} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) (②) \\ - (\text{多子控除}) (③) - (\text{ひとり親控除}) (④) - (\text{私立自宅外控除}) (⑤) \\ ※100円未満は切り捨て$$

- (①)市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、算定基準額を0円とする。
- (②)政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税調整控除額に3/4を乗じた額とする。
- (③)父母が3人以上の子どもを扶養している場合、子どもの人数から2人を引いた人数に40,000円を乗じた額を控除する。
- (④)ひとり親世帯に該当する場合は40,000円を控除する。
- (⑤)私立の高校・高専・大学・短期大学等に在籍中で自宅外から通学する者が申請する場合は、22,000円を控除する。

(2) 福山市奨学資金(大学院)年間収入金額

修士・博士前期課程・専門職大学院(法科大学院を含む) 299万円以下

博士後期課程・博士医・歯・獣医・薬(6年生学部卒)学課程 340万円以下

別表2【給与所得の場合における控除額】

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円
(ただし収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額)	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円